

平成30年度保育料月額表

1号認定(教育の提供を受ける場合)

各月初日に在籍する子どもの属する世帯の階層区分			保育料(月額)					
階層	定義		一般世帯			ひとり親世帯等		
			多子軽減			多子軽減		
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯		1,500	0	0	0	0	0
3	市町村民税均等割のみ課税世帯		3,000	0	0	0	0	0
4	市町村民税所得割額	40,000円 未満	4,500	2,250	0	1,400	0	0
5	市町村民税所得割額	40,000円 以上 70,000円 未満	7,000	3,500	0	2,200	0	0
6	市町村民税所得割額	70,000円 以上 77,101円 未満	8,700	4,350	0	2,700	0	0
		77,101円 以上 100,000円 未満	13,700	6,850	0	左 同		
7	市町村民税所得割額	100,000円 以上 211,201円 未満	15,500	7,750	0			
8	市町村民税所得割額	211,201円 以上	19,600	9,800	0			

※ 所得割課税額77,101円未満の世帯において、多子軽減における兄弟の年齢制限撤廃(ただし、同一生計であること。)

※ 所得割課税額77,101円以上の世帯において、園児が実質第3子目以降に当たる場合は、多子軽減における兄弟の年齢制限を大学生まで引上げ(ただし、同一生計であること。)

※ 所得割課税額77,101円以上の世帯において、園児に小3以下の兄弟が1人いるときは、多子軽減第2子に該当

※ 「ひとり親世帯等」とは、次の(1)~(6)のうちいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳(栃木県療育手帳交付規則第1条に規定する手帳をいいます。)の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法に基づく障害基礎年金の給付を受けている者の属する世帯